

◆◆◆配置販売業許可申請手続(旧法)◆◆◆

必 要 書 類 等	個人で申請 する場合	法人で申請 する場合
配置販売業許可申請書	○	○
取り扱おうとする品目表2部	○	○
登記事項証明書		○
申請者の診断書*2 又は疎明書	○	○
役員の確定図*3		○
配置販売業者として必要な知識経験を有することの証明書*4	○	○
他都道府県の配置販売業許可証の写し	○	○
研修実施計画書*5	○	○
申請手数料*6	○	○

* 1 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

合併又は分社化により履歴事項全部証明書が添付できない場合は、事前に申請窓口へ相談してください。

* 2 申請者の診断書又は疎明書

- ・ 法人で申請する場合は、取締役全員（ただし、委員会設置会社にあつては執行役）の診断書が必要です。ただし、業務を行う役員を確定する場合は、確定した役員のための診断書で可能です。
- ・ 法人の役員（代表者を除く。）は、診断書を代表者の疎明書に変えることも可能です。
- ・ 個人が申請する場合は、診断書が必要です。

* 3 役員の確定図

- ・ 申請者が法人の場合、組織図または業務分掌表が必要です。
- ・ 代表取締役（代表執行役）は全ての業務の決定権があるため、全員が業務を行う役員となります。

* 4 配置販売業者として必要な知識経験を有することの証明書

- ・ ①～③のいずれかの証明書が必要です。
 - ①薬剤師免許証（原本照合後返却）又は卒業証明書
 - ②高校薬学科卒業証明書及び3年以上の配置販売業実務の都道府県が発行する従事証明書
 - ③5年以上配置販売業実務の都道府県が発行する従事証明書

* 5 研修実施計画書

- ・ 研修会等の実施計画を申請書の「備考欄」に記載してください。なお、書ききれない場合は「実施計画については別添のとおり」と記載し、別紙様式1に準じた様式を添付してください。

* 6 申請手数料

- ・ 29,980円（岡山県証紙を購入してください。）